

第46回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成21年4月28日(火)

大阪市環境局 第1・2会議室

開 会 午前10時

○山崎事業企画担当課長代理

おはようございます。ただいまから第46回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、環境局総務部事業企画担当課長代理の山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、この4月1日付けで大阪市の組織改正並びに人事異動等がございましたので、ご報告させていただきます。

まず、組織改正につきましては、大阪市廃棄物減量等推進審議会を担当させていただく部署が、それまでの環境局企画部企画担当から環境局総務部事業企画担当となりました。また、環境局におきましては、市民・事業者の皆さんとの協働により、ごみ減量、リサイクル及び地球環境問題に対する取り組みを推進するため、環境施策部が新設されたところでございます。

審議会事務局につきましても、補職名の変更、人事異動などがございましたので、私から紹介をさせていただきます。

まず、補職名が変更となった者でございますが、企画部企画担当課長でございました深津につきましては、総務部事業企画担当課長となりました。

同じく、事業部収集輸送効率化担当課長でございました松本につきましては、事業部事業改革担当課長となりました。

次に、新しく設置されました環境施策部の家庭系ごみ減量担当課長、村上でございます。

同じく、環境施策部の事業系ごみ減量担当課長、縣でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○山崎課長代理

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。本審議会委員定数16名のところ、13名のご出席をいただいております。本審議会規則第5条第2項に規定いたします半数以上の委員のご出席がございましたので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報

告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、藤田会長にお願いいたします。

○藤田会長

本日、報道機関等撮影を求めているところがあるか、事務局におうかがいしますが、いかがですか。

○山崎課長代理

本日はございません。

○藤田会長

それでは、議事に入っていきたいと思います。

本日の審議会は、前回2月16日に開催して以後、約2カ月ぶりの開催となりました。今回は、昨年9月以降、「ごみ処理手数料のあり方」についてご審議をいただいてまいりました手数料あり方検討部会の報告がこのほどまとまったということですので、そのご報告をいただきたいと思います。

まず、村田部会長から少し口火を切っていただいて、あと、事務局でご説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○村田副会長

今、藤田先生から説明がありましたとおり、私及び藤田先生、竹内先生、田村先生とご協力をいただきまして、部会を立ち上げて、6回の審議を経たわけです。成案の内容は事務局から説明されると思いますけれども、資料1「ごみ処理手数料のあり方について（報告）」をまとめることになりました。まだ全体の審議会におかけしていませんので、ご議論あるいは貴重な意見を拝聴することになると思いますけれども、差し当たり事務局から内容を説明していただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

○深津事業企画担当課長

私から、「ごみ処理手数料のあり方について（報告）」のご説明をさせていただきますと思います。

まず、説明に先立ちまして、委員の皆様にご改めて大阪市のごみ処理手数料の現況について簡単にご説明しまして、その後、引き続き報告のご説明をさせていただきますと思います。お手元の「第46回審議会参考資料」をご覧くださいと思います。なお、この資料は、後ほどの部会報告に掲載しております資料も多数載っております。重複することがございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、1ページ、ごみ処理手数料の現状。本市のごみ処理手数料につきましては、条例、規則等に定めておりました、条例第30条・第33条、その関係規則が第12条でございます。

下の表は、ごみ処理手数料の全体像をお示ししております。まず、左端の種別につきましては、一般廃棄物がございます。一般廃棄物の中で除外する項目としましては、大阪市が収集するし尿と、別途料金体系がございます粗大ごみ、犬、猫等の死体、それから家電リサイクル法に基づきます特定家庭用機器廃棄物で、事業系・家庭系の区別は特になく、一般廃棄物という形で料金が定められているということでございます。種別はあと2つございまして、家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの。これは、一辺の大きさが30cmを超えるもの、棒状のものにつきましては1mを超えるものと定められておりました、家庭の引っ越しごみもこの中に含まれております。

もう一つは、告示産業廃棄物の処分ということで料金を定めております。これにつきましては、環境保全、それから零細企業対策という観点で料金体系がございまして、大阪市内の零細事業者に限ります、一般廃棄物と合わせて処理できる固形の産業廃棄物が7種類ございます。例えば紙くずとか木くず、繊維くずといったものは大阪市の焼却工場で処分することが可能ということで、有料で処分させていただいております。ただ、これはあくまでも例外的なもので、そういうものの料金体系も入っているということでございます。

上に戻っていただきまして一般廃棄物でございますけれども、1月以上継続するものということで、継続して収集する場合の料金体系を2つ書いております。まず、上には毎日収集の体系が書いてございます。もう一つ、廃棄物の空気輸送というのが森之宮地区と南港のほうで一部ございますが、これは毎日収集という範疇には入りますが、通常の家分の分を除外するという意味で、1日平均排出量が10kg以上のものの処理と限定的に書いております。基本としましては、毎日収集するものについては有料ですよということで、10kgまでごとに240円の手数料となっております。

もう一つ、継続部分で1日平均排出量が10kg以上のものの処理で、上記以外のもの。要は、毎日収集以外ということで、通常の日、週2回の収集を想定した記述でございます。週2回の収集で10kgを超える場合については有料で、10kgまでごとに180円という料金体系がございまして。

ですから、この2つを合わせまして、要は毎日収集であるかどうかということ、それ

から10kg以上の排出があるかどうかということで、有料の料金体系があるということでございます。ここには書いてございませんが、例えば事業系であっても10kg未満で、しかも定日収集、週2回の収集であれば無料で集めている。後ほど話に出てまいります小規模事業所、または住居が併設されている事業所の取り扱いについては、こちらが無料収集の根拠になっているということでございます。

臨時の処理については、事業活動に伴って出るごみで、臨時に処理する場合は、50kgまでごとに1,200円でございます。また、市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分ということで、本市の焼却工場等で処分いたします場合には、処分手数料として58円いただいております。

家庭からの粗大ごみにつきましては、1個につき200円～1,000円で、本市の現在の体系では4種類ございまして、200円、400円、700円、1,000円と4つのランクがございます。物の重量ないし大きさによりまして、それぞれ料金を定めておりまして、それに基づいて粗大ごみの手数料をいただいております。

告示産業廃棄物につきましては、10kgごとに58円とさせていただきます。このような手数料の体系になっております。

下の図を見ていただきますと、これ以降出てまいります用語の整理ですが、通常の私どもの作業は、収集・運搬と焼却、埋立の3つに分かれるわけでございます。「ごみ処理手数料」と申し上げる場合は、収集・運搬を含んだ部分でございます。「処分手数料」と申し上げる場合は、焼却と埋立処分ということで、先ほど申し上げました毎日収集の240円、それから定日の180円については「処理手数料」、58円につきましては「搬入手数料（処分手数料）」でございます。こちらのところを基本的に押さえていただきたいと思います。

次に、2ページでございます。本市のごみ処理手数料の推移。平成4年から料金体系が固まっております。基本的には今現在もこの4年の金額が生きていて、改定がされていないということでございます。上のほうの定日なり毎日は先ほど申し上げたとおり、臨時の処理も先ほど申し上げたとおりでございます。搬入処分の処分手数料でございますけれども、一般の手数料は10kg当たり58円で、平成4年に改定いたしております。書いてございませんが、それまでは昭和61年4月から39円という料金で来ておりまして、平成4年4月に概ね50%程度アップして58円まで上げたということでございます。ただ、例外がございまして、許可業者がお集めになっている分につきましては、別途規則で58

円を上限としまして、まず29円というのが14年までございました。14年以降40円50銭、それから18年9月からは一本になりまして10kg58円。ついでに規則料金も廃止しまして、条例料金で一本化したということで、現在、処分手数料については58円一本でございます。

粗大ごみは、18年10月から有料化ということで、それまでは無料でもございましたけれども、有料で取らせていただいております。告示産業廃棄物については、変わりございません。ということで、平成4年に改定して、規則で若干変動等がございましたけれども、58円という処分手数料は、その時に定められたものでございます。

次に、3ページ、ごみ処理手数料の他都市比較でございます。他都市に比べて処分手数料が低く、事業系ごみの減量、リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況にあります。政令指定都市を並べておりまして、下のほうに注が3つございますが、京都市の場合は、300kg以下で、現在段階的に上げている最中でございます。広島市、神戸市につきましては、既に有料指定袋制度で袋の料金という形になっておりますが、袋に入れにくい物、袋で搬入しにくい物については料金が別途定められておりますので、その料金を参考までに書かせていただいております。静岡市につきましては、通常100kgを超えると想定しておりますので、100kgを超える場合の金額をお示しているということでございます。

見ていただきますと、指定都市の平均が、平成20年6月の時点で10kg当たり118円、トンに直しますと11,800円でございます。それに対しまして大阪市は、58円、トン当たり5,800円でございますので、概ね半分程度になっておりまして、現在の料金は他都市と比べて非常に低い水準にございます。

こちらには書いてございませんが、参考までに大阪府下の10万人以上の都市につきましては、平均の処分手数料が10kg当たり90円と聞いております。大きいところで申し上げますと、例えば豊中市は、一部事務組合さんの料金ですが、10kg当たり60円、それから高槻市は80円、東大阪市は、これも一部事務組合の料金でございますけれども90円といった形で、府下平均は90円程度でございます。

4ページは、先ほど申し上げました処分手数料と実際の処理にかかっている原価との関係はどうなっているかをお示する図でございます。右に処分原価の表を入れておりますが、これは、他都市のホームページ、事業概要から環境局で調査・作成したもので、年度も若干ばらばらでございます。資料収集等が難しゅうございまして、資料としては

適切でないかも知れませんが、そういう前提でご理解いただきたいと思います。
他都市の処分原価に対して処分手数料がいくりに設定されているかを見ますと、処分原価の6割～8割ぐらいが手数料という形で設定されていると感じております。例えば仙台市、静岡市、大阪市といった負担率が低いところは、原価が十分反映されていないと思っておりますけれども、全体として6割～8割ぐらいのイメージが原価と実際にいただいている処分手数料との関係かなと理解しております。

次に、5ページでございます。今、処分原価が出てまいりましたので、参考までに、収集輸送も含めてどういう状況になっているのかを示したのが5ページの表でございます。これも、ホームページなり事業概要で公表している都市について集めております。公表されていない都市もありますので、公表されているベースで書いているということと、もう1点、特に収集輸送につきましては、ごみの分別収集の種類が違うということ。例えば大阪市の場合は、資源、容プラ等を除いた普通ごみを基本に収集輸送原価を弾いておりますけれども、他都市さんは、そういったことを特に区別せずに、「総合原価」と呼んでおりますけれども、ほかの収集区分も含めて収集輸送原価として表示されているケースもありますので、一概にこの表での比較は難しいということもございますけれども、一応こういう形で表現できるということでございます。

大阪市の場合、右の表を見ていただきますと、処理処分は11,711円で、収集輸送については、19年度は普通ごみが25,831円かかっている。合わせまして37,542円をごみ処理原価と定めております。この表については、そういう注がついているということでご覧いただいたらと思います。

次に、6ページでございます。今、ごみ処理原価の話が出てきておりますが、大阪市のところのごみ処理原価の構成要素を簡単にご説明させていただきます。ごみ処理原価につきましては、直接原価と間接原価に分けておまして、直接原価の中には、人件費、物件費、減価償却費等々ございます。5番目には、原価計算をします時に控除すべき歳入というものもございますので、控除費といったものも定めております。間接原価については、総務部門等におけます人件費、物件費を管理部門経費ということで別途出しているということでございます。

一番上の人件費につきましては、事業主負担分を含んだ給料・諸手当でございますが、本市の特徴的な点でございまして、退職給付引当金相当額ということで、将来、退職金を支払うための原資を毎年費用化して計算をいたしまして、その部分もこの人件費の中

に加えさせていただいている。退職金の要素も加味しているということでございます。

物件費につきましては、物品の購入なり維持管理等に要した事業費でございまして、建物の取得、それから機械設備、自動車等の購入にかかりましては、それぞれ年限、耐用年数を国の基準等から導き出して減価償却費という形で計算させていただいて、ごみ処理原価を出す場合に定めているということでございます。

控除費ですけれども、蒸気の売却、それから高温水の収入も含みます売電収入、それから資源を売却した時の収入を除いている。もう1点、建物取得等にかかりまして国庫補助金が入ってまいりますので、みなし償却ということで、国庫補助金相当額を落とした形で減価償却を計算させていただいております。

大阪市の原価の出し方は以上ようになっておりますが、他都市の原価では、例えば退職関係のところが全然考慮されていなかったり、控除費の中身で、私どもは売電収入を控除すべきということで落としておりますけれども、特に控除してなかったり、それぞれ統計や数字の整理にさまざまなやり方がございます。

7ページは、平成19年度のごみ処理原価を書かせていただいております。先ほど申し上げましたような要素を加味して計算いたしております。それぞれ直接原価、間接原価に分けまして、収集輸送、焼却処理、それから焼却残さいの埋立を計算いたしますと、焼却処理原価は、焼却と埋立でトン当たり11,711円でございます。そういったものを含めた普通ごみの収集輸送、それから焼却、埋立の合計は37,542円でございます。こういう形でごみ処理原価が出ているということでございます。

次に、手数料の関係で10kg未満事業所の状況、取り扱いが議論されるわけですが、10kg未満事業所の状況を平成18年の調査でお示ししております。一口に10kg未満事業所と申し上げましても、本市で大体82,000件、収集しておりますトン数も年間87,000トン程度あると思っております。こちらにつきましては無料でございますので、本市が直営で収集していて、統計処理上はすべて家庭系でカウントされているとご理解いただきたいと思えます。

10kg未満事業所の形態を見ますと、大きく2つに分かれまして、単独事業所と住居併設事業所でございます。単独事業所は、そこで事業活動のみ行われておりまして、45,000件、トン数にいたしますと52,000トン程度ある。ただ、排出される物は、すべて基本的には事業系のごみという理解でございます。住居併設の事業所につきましては、37,000件、35,000トン程度でございます。これにつきましては、例えば1階が店舗で2階が住居という

形でございますので、出てまいりますごみも、家庭系と事業系が混ざって排出されているケースが多ございます。こういったことが後の課題として出てくるということでございます。

ちなみに、先ほど申しあげました手数料体系の10kg未満との関係で申しあげますと、単独事業所、住居併設事業所ともに、1日平均排出量は2.8kg、3.1kgということで、10kgは当然下回っている。こういった通常の家とそれほど変わらない形でのごみ排出ということで、事業系という範疇でございますけれども、現在まで無料で収集していたということでございます。

9ページ、事業系ごみは他都市ではどのように扱われているかということでございますが、事業系ごみを市で収集している都市は意外と少のうございます。指定都市17都市中、大阪、静岡、堺の3都市が事業系ごみを収集する体制を持っておりまして、府下の都市でも5都市に限られております。下の2つの箱は、基本的には事業系ごみは収集しないという範疇でございますが、まったく事業系ごみを収集しない都市は、一番下の箱で、政令指定都市では仙台市以下11都市、府下では12都市でございます。中間的な例外措置を持っておりまして、真ん中でございまして、住居併設事業所、少量排出事業所と言っていかもわかりませんが、これについてだけ条件付きで収集している都市が札幌、横浜、北九州の3都市、府下では守口、寝屋川の2都市でございます。

その条件は、右側を見ていただきますと、札幌は、合わせて1日平均40リットル以下。例えば重量と容積の比重を0.2と仮定いたしますと、大体8kgのごみ量に相当いたします。それから、事業系の排出量の認定困難な場合は、市で無料収集ということでございます。横浜市につきましては、家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満、または事業系で3kg未満の場合は市で無料収集ということでございます。北九州市につきましては、区分が難しく排出量が家庭並の場合は、混合排出で一括して市が無料収集しているという形でございます。あと、守口市なり寝屋川市もそれぞれ基準を持っておられる。基本的には事業系ごみを収集している都市は少なく、例外措置を設けながら事業系ごみを取らないことにしている都市が多いということでございます。

10ページ、処分手数料の転嫁でございます。現在の処分手数料のフローを簡単に書いております。現在、事業系ごみにつきましては、排出事業者と許可業者が委託契約をされまして、委託料が支払われる形になっております。問題になります58円の処分手数料につきましては、④と⑤で書いておりますように、大阪市環境局と許可業者との間でや

り取りがされております。ですから、この手数料58円は、許可業者及び環境局では見える形で動いておりますけれども、排出事業者さんは一括して処理手数料 240円を上限としまして契約を結ばれているケースが大多数と聞いておりますので、排出事業者が58円という料金について意識する機会は少ない。そういうシステムになっております。これについても、また後ほど出てまいります。

11ページでございますが、もう1点の課題としまして、ごみ処理手数料における数量の認定。手数料は、基本的には重量で定めておりますが、市長が認定するところによって基礎となる数量を定めておまして、昭和47年に定めております「ごみ等有料処理事務取扱要領」の第2条に規定がございます。袋、それからポリ容器で出された場合に、重量に換算する時にどういう基準を使うかということですが、この当時は平均比重3分の1で算出しております。具体的には、45リットルのポリ容器ですと15kg相当として処理量を認定しております。先ほど申し上げましたように、10kg当たり58円ですので、ポリ容器45リットル一杯にごみが入っている場合は、58円の1.5倍、87円の処理料金がかかることとなります。こういう形で現在まで事務を行っております。

ごみ処理手数料を議論する前に、現在の状況についてご説明いたしました。何かご質問等があれば、ここでまずお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村田副会長

今、参考資料をご説明いただきました。「あり方」についての報告はこの次ということで、中間的に委員の皆さん方から質問事項がありましたら、今、出させていただきたいと思えます。

○小川委員

9ページの他都市における事業系ごみの取り扱いで、事業系ごみを市で収集している都市は少ないと書かれていますよね。それと、処分手数料の転嫁という話が10ページに書いてあります。9ページと10ページの話は、全然別のことですよ。9ページの話は、おそらく市が直接収集されていることの話で、ほかの都市でも許可業者が集めているケースは当然いっぱいあります。その部分の話が10ページですね。それだけちょっと確認しておきたい。

○小畑委員

関連して、9ページの表ですけど、一応事業系ごみを収集しているのは大阪市。横浜、札幌、北九州はちょっと例外的で、あとはしてないということだけど、どこも事業系

ごみについては許可業者が収集しているという理解でいいのか、あるいは政令指定都市でも事業系ごみについては一切収集していない都市があるのかどうか、そのへんはどういう状況になっていますか。

○松本事業改革担当課長

ここでは家庭系ということで集める事業系の分をあげていまして、それ以外の事業系は、数は少ないと思いますけれども、それぞれ許可業者の方が取っています。

○福岡委員

今の件で、堺市は委託制をとっておられたと思います。排出事業者さんが市に申し込みをして、市では収集する事業所のリストを全部持っておられて、収集運搬をされる会社に「ここに収集に行ってくれ」というふうに委託をされるシステムになっています。大東市もそうだったと思います。寝屋川市は、ちょっと前に委託制から許可制に変えられたので、今までの委託制の名残で、一部無料の直営で集められているのだと思います。ほかはたぶん許可制だと思います。

○深津課長

そのへんのことは、よく理解しております。

○村田副会長

同じことですが、堺市の場合は直営というのはなかったですね。家庭ごみも委託じゃないですか。これ、大阪市、静岡市、堺市と同じように並べているけど、大阪市の委託はないですね。直営か、あるいは許可業者が集めるか、どちらか。委託のカテゴリーに入っているのは、やっぱり別じゃないかなという感じです。

○深津課長

委託という形は、行政が業務としてやるという意味で入れさせていただいております。確かに正確さには若干欠けるかも知れませんが、そういうことでご理解いただいたら。堺市の家庭系は、ちょっとわかりませんので、また調べてご報告させていただきたいと思います。

○松本委員

2点質問があるのですが、1つは、今回見ているのは処分手数料だけで、収集運搬はされていないという理解でよろしいのかということと、もう一つは、札幌市さんは比重0.2とおっしゃったのですが、今の大阪市の第2条では0.33で、実態はどちらに近いのかということをお教えください。

○深津課長

比重につきましては、後ほど「報告」の中で出てまいりますので、その時にご説明させていただきますと思います。

それから、手数料体系ということで収集運搬の手数料も入ってまいります。収集運搬の手数料をいくらに設定するかは、大阪市が基本的にどういう形で料金設定していくかという判断に委ねられる事項。今回、「報告」の中では、処分手数料についての議論を中心に行ったということでございます。聞いていただきまして、またそのへん何かございましたら、ご質問いただいたらと思います。

○村田副会長

6ページ、処理原価の構成要素が書いてありますが、原価を100%とした時に、その構成の割合ですね。例えば人件費が何%とか、そういうことがわかっただら、なおありがたいかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○深津課長

こちらにはお示ししておりませんが、例えば普通ごみの収集輸送だけで申し上げますと、人件費が9割近くになっております。それから、物件費は5%程度、減価償却は、収集サイドとしては車の減価償却だけでございますので4%、間接部門の原価が2%程度含まれているということで、収集輸送については9割近くを人件費が占めているということでございます。ちなみに焼却の場合は、人件費、物件費がそれぞれ3割程度、それから減価償却費が4割ぐらいを占めるというイメージでご理解いただいたらと思います。

○村田副会長

公債費はどのぐらいですか。

○深津課長

公債費は、利子負担が焼却の場合は5%程度ということで、これは19年の実績でございます。

○松本課長

先ほどの堺の分ですけれども、泉北ニュータウンは直営、それ以外は委託ということになっているようです。

○村田副会長

そうではないでしょう。私の家は委託業者が来てますよ。

○松本課長

泉北ニュータウンと言っても、どの範囲までかわかりません。ニュータウンの範囲で直営、それ以外のところは委託ということで、今、調べていただきました。

○福岡委員

大阪市さんが実際に有料で事業系ごみを収集されているということがあるのか、もしあれば、その料金をどういうふうにとられているのかだけ。

○松本課長

私どもの事業系のごみは、毎日のところと定日（週2回）収集ということで、毎日収集については240円、定日収集については180円。非常に少ない量ですけれども、それぞれのセンターが収集をしております。

○福岡委員

それは、別立ての車で行っておられるのか、家庭ごみと混載ですか。

○松本課長

家庭ごみと。

○福岡委員

混載で？

○松本課長

はい。量によりますが、基本的にはそういった回り方になっております。

○福岡委員

料金は、納付書で後日納付みたいなことになっているのでしょうか。

○松本課長

そうです。

○福岡委員

予め申し込まれた事業所に。

○松本課長

そうです。毎年4月段階で年間の量を推定いたしまして、その量に基づきまして金額設定をする。途中変更もございますけれども。特に学校園、官公社、こういったところが非常に多いです。それ以外のところも若干ございますけれども、そういった作業をしております。

○福岡委員

ありがとうございました。

○深津課長

それでは、部会報告に移らせていただきます。資料1でございます。

1ページ、「はじめに」の部分につきましては、これまでの経過等々を書いてございます。下から2段落目、大阪市の事業系ごみの処理量は、ごみ処理量全体の6割を占めており、減量対策は緊急性、重要性が高いということが書いてございます。今回、そういう観点から、ごみ処理手数料体系のあり方について部会を設けさせていただきまして、部会報告という形になっているということでございます。

2ページ、「審議の経過」につきましても、先ほどと同様で、7月18日の「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」という諮問の中で部会を設けさせていただきました。この際、特に専門的知識を要する問題だという認識のもとに、客観的かつ学術的な検討を効率的に行っていただくために部会を設置して、9月から計6回にわたる議論をさせていただきました。

3番目、「手数料の現状と考慮すべき要因」。現在、大阪市の処理手数料は、条例で定めておりまして、平成4年4月から17年間、特に変わっていない。一部規則料金の改定・廃止は行っておりますけれども、17年間変わっていないということでございます。

3ページに移っていただきまして、近年、循環型社会の構築に向けた3Rの推進、それから国レベルではごみ処理の有料化といった方針が示されるなど、社会経済状況が大きく変化しておりますので、単に手数料の改定だけにとどまらず、負担のあり方、収集の形態も含めた手数料体系全般を見直す議論が必要となっているという認識でございます。

特に、ごみ処理手数料のうち焼却と埋立の処分手数料につきましては、処理コストからも大きく離れているということ。10kg当たり58円、一方、19年度の処分原価は117円でございます。それと、下の表にもございますように、指定都市と比較しまして平均の概ね半分ということで、安価になっている。これにつきましては、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性の確保という観点から、検討すべき時期が来ているということを書いてございます。

次に、4ページでございます。上段は、処理手数料と処分手数料の図による整理でございます。真ん中あたりに書いてございますように、現在の条例の規定によりますと、手数料に家庭系・事業系の区別がないということと、収集の頻度（定日収集か毎日収集

か)、あるいは1日の平均排出量が10kg以上かどうかといったことで金額が定められている。本来、排出事業者処理責任がございませ事業系のごみでありましても、1日平均排出量が10kg未満、それから定日収集の場合であれば、直営による無料収集が行われているということでございませ。そういった状況をここでご説明してございませ。

5ページ、「具体的な検討項目」。まず、適正なごみ処理手数料についてどうあるべきかというご議論をいただきました。方向性としませは、3つ目の段落で、ごみ処理手数料の基準としませは、ごみ処理原価に基づく金額と、これを基本としつつ政策的な金額の加減（ごみ処理原価± α ）を行うことが考えられるということでございませ。ただ、仮に平成19年度のごみ処理原価を手数料にそのまま反映させませと、現行の料金を大きく上回る結果となりますので、今後、ごみ処理原価を基本に手数料を設定する場合には、排出事業者の理解を得るためにコスト削減に向けた努力が求められる。一応原価主義というイメージはございませけれども、原価そのものについては精査がやっぱり要るだろうということが書かれてございませ。下の表は、先ほどお示しした流れでございませ。

6ページの上段でございませけれども、処分手数料の改定をした場合のごみ減量効果の検討も行いませして、下に他都市の実施状況を掲げてございませ。この表でもわかりませように、手数料の改定と同時に、例えば資源化可能物の搬入禁止措置、指定袋の導入といった何らかのほかの減量施策も並行的に実施して、ごみ減量の効果を上げてございませ。例えば名古屋市は、16年4月に改定されてございませけれども、この時に資源化可能物の搬入禁止なり事業系ごみの指定袋制度等、ほかの施策も盛り込みませして、大幅な減量効果を上げてございませ。神戸市は、平成19年4月に上げられませましたが、直近のデータでは、手数料の改定と事業系ごみの有料指定袋を同時に導入した形で3割ぐらいの減量効果があったということでございませ。いずれにいたしまませても、手数料単体で改定をしましても減量効果はそれほどない場合もあり、並行的に実施する必要があるのではないかとございませ。

7ページは、処分手数料の徴収の仕組み、システム。本来ですと排出事業者は、自ら大阪市の焼却工場にごみを持ってこられて、大阪市に直接処分手数料を支払うという形になるのですが、現在、許可業者さんに委託という形で多くやられてございませ。その場合は、どうしても収集輸送を含めた契約の料金だけが見えてございませして、実際の処分にかかる手数料は、許可業者が間接的に大阪市に支払われますので、なかなか見えにくい

形になっております。図3は収集を許可業者さんに委託した場合、そういうことになっているという図でございます。

8ページでございますが、現在の手数料徴収方法ですと、排出事業者責任を問う時に、負担すべき処分手数料が明確になっていないのでわかりにくいということもありまして、排出段階での減量努力の促進に結びつきにくい体系だという問題点がございます。それから、許可業者の方々からヒアリングをさせていただきましたが、過去の手数料改定の際に改定分の転嫁を円滑に行うことが困難であった。排出事業者には処分手数料が見えておりませんので、その転嫁がなかなか難しかったという話がありました。

こういった問題点を解決するために、他都市では、袋の価格に処分手数料を上乗せした有料指定袋制度を導入している例がございます。下の図4を見ていただきますと、手数料の納入自体は、⑥のように大阪市と袋を販売する販売店との間でやられるわけですが、実際に袋を排出事業者が買われる際に、袋の料金がほぼ処理に要する費用という形になって、排出事業者には処分コストを十分に認識していただける。ごみ減量へのインセンティブが働きやすいシステムではないかと考えております。そういったことで8ページの一番下ですけれども、有料指定袋については、処分料金の明確化、ごみ減量に対する意識づけの促進といったメリットがあるということを書いております。

ただ、一方で、指定袋での排出が困難なケースがあるということ、それから許可業者が現在集めておられますアパート・マンションについてどういう取り扱いにするのか、具体的な検討が必要であるということで、9ページに有料指定袋制度のメリットとデメリットを簡単に書かせていただいております。

メリットとしましては、処分料金がわかりやすくなる。それから、減量に対する意識づけの促進につながるということですね。許可業者の方々にとりましては、契約料金への転嫁が不要ということが書いてございます。

一方、デメリットにつきましては、指定袋を使用しない不正搬入が起こる懸念がある。また、機械式ドラム型ごみ貯留排出装置が大きなマンション等に備えられているケースがありますけれども、この場合は袋に入れても破れるといった指摘がございます。それから、指定袋の使用が困難な排出事業者の取り扱いを検討する必要、アパート・マンションの取り扱いといったことがございます。

それぞれの課題に対する他都市の対応策ということで、搬入検査、ダンピングチェックを強化するなり、袋に入らない物については事前申請制にするといったことがいろいろ

ろやられているということを、図5の中で書かせていただいております。

一方、9ページの下でございますけれども、有料指定袋制への移行につきましては、これも許可業者からのヒアリングの中で出てまいりましたが、粉物とか水分の多い物、あるいは大きな物など、指定袋での排出が難しいケースが実態としては多数あるということ。それから、指定袋制度への移行になりますと、今までのごみの排出方法、契約方法に大きく変更が迫られますので、排出事業者に混乱を生じさせるおそれがあるということで、慎重な検討を求めたいといったご意見がございました。しかし、指定袋については、広島、神戸では比較的大きな減量効果が確認されていることも一方で書いてございます。

次に、10ページ、排出量の認定基準。基本的には重量で料金を定めておりますが、排出の実態を見ますと、過去ですとポリ容器、今現在ですと袋といった形で、容積、容量を認識しながら排出されるケースがほとんどと理解しております。そういった中で料金体系をどう定めていくかを議論しているわけですが、実態としては袋なり容量で理解するケースが多いですが、手数料そのものは原価主義ということで重量ベースで定めていく必要がある。引き続き、容量を重量に換算する比率が必要ではないかということでございます。

これにつきましては、現在、3分の1という比重、45リットルは15kgということで来ております。この換算値については、私どもの「家庭ごみ組成分析調査（18年度）」の結果では大体0.13程度、それから「事業系ごみ排出実態調査（19年度）」では0.11ということで、ごみ質がここ数年かなり変化してきております。過去ですと、家庭の台所から出ます厨芥類が多くて、比重が非常に重いということで3分の1であったのかなと考えておりますが、最近ですと、缶、びん、容器包装プラスチック、紙といった軽い物が増えており、現在の3分の1で換算した重量と実際に排出されている重量との間に大きな差が出る結果となっております。こういった認識で見直しについても考えていかないといけないということでございます。

他の政令指定都市の状況を見ますと、表4をご覧くださいますと、大体0.2程度のところが多いということでございます。先ほど申し上げた0.13なり0.11も、通常の形で出されているケースでございます。例えば袋制になりますと、詰め込むといったことも考えられますので、平均的には0.2ぐらいが標準的なイメージではないかと思っております。

12ページ、無料収集の範囲。1日平均排出量が10kg未満の事業所については無料でございますけれども、排出事業者責任の徹底、ごみ減量の促進といった観点から、一応廃止の検討ということを書かせていただいております。

下の表のご説明でございますが、10kg未満事業所が82,000件程度ある。それから、単独事業所と住居併設事業所の違いがあつて、特に住居併設型の事業所につきましては、家庭系ごみと事業系ごみが分別し難いことが予想されますので、その取り扱いをどうするのかといった検討課題があるということを書いております。

そういった現状を受けまして、13ページから提言という形になってまいります。考え方や方向性をお示しいただいたということで、事務的、それから実態的にいろいろ解決すべき課題はございますけれども、そのへんについては指摘をいただいております、行政としてどういうふうに解決していくのかという課題が残っております。今回「部会報告」では、考え方、方向性を示していただいたということでございます。

まず、(1)原価を反映した手数料の設定。先ほど申し上げましたように、手数料につきましては、排出事業者責任の徹底という観点、それから適正な費用負担を求めるといったことから、ごみ処理原価を基本として、収集サービスの提供から受ける利益、それから減量施策効果等々を総合的に勘案して設定されるべきであるということで、ごみ減量効果の観点について下に資料を2つ示しております。事業系ごみの料金設定なり料金の改定による減量効果は、研究された結果がどこにもございませんでしたので、家庭系ごみの有料化にかかる研究を援用させていただきます。

出典も書いてございますが、参考1の確井准教授の研究成果では、指定袋の価格1%の上昇がごみ排出量を0.082%減少させるという結果が示されております。例えば手数料額を現在10kg58円から80円にしたらどうか、あるいは100円にしたらどうか。この考え方に基つくと、ごみ減量効果はどれぐらい見られるのかということで、試算値を例示しております。現在の58円から見ますと、80円にすると4割程度のアップになりますけれども、ごみ減量効果そのものは3.1%程度にとどまることが想定されるということでございます。

参考2は、環境省の「有料化の手引き」で、これも家庭系でございまして、0であったものを有料化した場合にどういう効果が見込めるかが書かれております。リットル当たり1円から2円の料金水準で、10%強の排出抑制効果が見込めるといった記述でございまして。単純に考えますと、45リットルの袋ですと、45円～90円の設定で概ね10%ぐら

いの排出抑制効果が見込めるのではないか。減量効果についても、こういったものを参考に勘案する必要があるだろうということでございます。

14ページ、上段につきましては、私どもがごみを焼却する場合に、大きな物等につきましては破碎処理をする必要がございますけれども、破碎処理の費用が処分手数料には特に定められておりません。原価主義ということになりますと、破碎処理が必要な場合は別途料金を設定することも検討してはどうかということが書かれております。一方で、手数料にごみ処理原価を反映して受益者に対して応分の負担を求める際には、大阪市においても、事業の一層の効率化を図り、経費の節減に努めることが肝要であるという指摘がされております。

(2) 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討。何回か申し上げましたように、現行のごみ処理手数料の仕組みについては、排出者の方々に処理費用が見えにくいということ、手数料改定の際の転嫁が難しいということがございますので、排出事業者責任の徹底とごみ減量の観点からいろいろ問題があるということを書き添えて書いてございます。

2段目で、そういったことに対処するために、他都市では有料指定袋制度の導入が新たに進められているということ。

3段落目では、有料指定袋制度は、直接排出事業者がごみ処理料金を負担する方式で、ごみ減量に向けた意識の向上に資するという、ごみの適正区分、適正処理を促す効果が期待できるということ、他都市においても比較的大きな減量効果が確認されているということで、ごみ減量にとって有料指定袋は一定有効な方法と考えられるのではないかと。今後のごみ処理手数料のあり方の事例として、大阪市においても具体的な検討が進められるべきであるという記述でございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、有料指定袋については若干の課題が残っておりますので、そういう課題に対応するための一定の例外措置を設ける場面も出てくるであろうということが想定されますけれども、これについては制度的な整合性をしっかり守っていく、わかりやすい制度にしていくという観点から、例外措置については必要最小限にとどめるように努めなさいということが14ページの一番最後に書かれてございます。

次に、15ページ、有料指定袋の実施は、これまでのごみ処理手数料の制度を大きく変更することになりますので、排出事業者と許可業者に対しまして当該制度の周知徹底に

努めるとともに、啓発指導を一層強化する必要があるということで、「これは行政の責任ですよ」といったご指摘をいただいております。

(3) 手数料の基準変更。平均比重3分の1の換算率の問題でございます。これにつきましては、3段落目からでございますけれども、近年のごみ質の変化に伴いまして、実態と換算値が見合わなくなっている。他都市の状況と本市の調査結果等を勘案しまして、当面0.2、45リットルの袋で9kg相当が妥当と考えられるという記述をいただいております。ただ、状況が大きく変化していきますと、ごみ事情もそのつど大きく動いていくことが予測されますので、引き続き実態把握に努めて、必要に応じて係数の見直しを行っていくべきだということが最後に書かれております。当面は0.2が妥当というご結論をいただいております。

16ページ、(4) 事業系ごみにかかる10kg未満無料規定の見直し。事業系ごみは、基本的に排出事業者責任で有料収集が原則でございますので、日量10kg未満の事業系ごみについても、無料収集の見直しを検討すべきであるという記述でございます。それから、住居併設型の事業所の取り扱いについても、原則としましては、家庭系ごみと事業系ごみを分離して排出していただくように促して、事業系は事業系の処理、家庭系は家庭系の処理に委ねるべきだという方向性が示されております。

なお、許可業者の皆さんからのヒアリングにおきまして、10kg未満を有料化する場合には、その収集を許可業者に委ねてほしいというご意見がございました。これにつきましては、収集輸送をどういった体系、手法でやるかということでございますので、事業の費用対効果等を総合的に勘案しまして大阪市が判断すべき事項と指摘されております。

(5) 許可業者が収集するアパート・マンションの取り扱い。アパート・マンションについては、大きく2点問題がある。1つは、一部のアパート・マンションについては、ごみ処理の簡便性、それから衛生状態の保持といったさまざまな事情から、ごみの毎日収集を望む声がございます。部会でこの点について議論がされまして、そういったアパート・マンションについて有料で処理する選択を認めることも一つの考え方でございますけれども、いつでもごみを気軽に出せるといった状況は、ごみ減量の観点からは好ましくないのではないかとということで、普及啓発に努めて、できるだけごみ減量に努めていただくようにご理解を求めていく努力をすべきだということでございます。

また、許可業者が収集するアパート・マンションから排出されるごみについては、あくまでも家庭系のごみでございますので、大阪市の現在までの制度を勘案しまして、事

業系ごみについて有料指定袋制度に移行する場合であっても、原則指定袋制度の対象外とすべきである。今回、アパ・マンについては家庭系ということで、指定袋制度の対象外とすべきではないかというご意見をいただいております。

それから、注意書きで、許可業者が引き続きアパート・マンションを収集する場合には、事業系ごみとの混入や便乗排出などの不適正搬入を未然に防止する方策についても、事前によく検討しておきなさいということを書いております。例えば1車単品という形で運ぶ場合は、こういう問題は起きにくいのかもわかりませんが、どうしても混載になってしまいますと、有料指定袋で集める事業系のごみと対象外の家庭系のごみとが混在することになって、現場で混乱が起きますので、そのへんを解決する手法については十分検討しなければならないということがございます。

17ページ、(6)その他の留意点。手数料の値上げ、指定袋制度を実施した都市では、不法投棄の増加、減量後のリバウンドが見られるといったご指摘がございます。大阪市においても、これらの施策を実施する場合には十分留意しなさい、手数料の水準を設定する場合にもリバウンド等をよく勘案した上で設定しなさいということ。それと、忘れてはならないのは、他のごみの減量施策についても並行的に展開することが必要なので、総合的な見地から検討をされたいといったことが書かれてございます。

以上、提言の中身を簡単にご説明しましたが、18ページ、「おわりに」で3点付言がされております。

1点目は、2段落目でございますが、今回のごみ処理手数料のあり方の検討は、ごみ減量・リサイクルの促進が主たる目的でございますので、あくまでも排出事業者に対しまして、ごみ減量・リサイクルに取り組むきっかけ、インセンティブを与えるために実施する手数料体系の見直しだということを確認したいということ。

2点目は、ごみ処理手数料の改定になりますと、ごみ減量の一方策ということで、他の施策との併用によって相乗的な効果が得られるという点でございます。排出事業者がごみ減量・リサイクルをさらに進めたい、適正処理をさらに進めたいといった需要が当然出てまいりますので、それに対する環境整備についても行政として十分配慮する必要があるだろうということ。

3点目としましては、有料指定袋制度になりますと、これまでの手数料徴収にかかる仕組みを大きく変更することになりますので、制度変更の周知啓発に当たっては、これまで以上にきめ細かく丁寧な対応が必要で、この点については行政は慎重に対応し、皆

さんのご理解を得ながら進めていくといったことを常に念頭に置かなければならないことをご指摘いただいております。

雑駁になりましたけれども、以上がごみ処理手数料のあり方について検討部会で検討してまいりました部会の報告内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

○村田副会長

ありがとうございました。本来ならば私が読み上げなければいけないのかもしれませんが、担当課長にお願いしたということです。

実質審議は6回やりまして、許可業者の方々のヒアリングもお願いして、有益な意見をいただきました。そういうことで、4人の委員、藤田先生、田村先生、竹内先生、私で、とりあえずこのご報告をとりまとめたということです。

ほかの委員の方々は初めてということで、先ほどの説明もかなりスピードアップされていて、ちょっとわかりにくい点があったかもしれませんが、以上で部会の報告を終わらせていただきまして、これを本審議会、藤田会長に提案させていただき、皆さん方のご検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤田会長

私も、実は部会に入っております、6回審議に参加いたしました。部会長も、このとりまとめに関しましては非常に精力的にご検討いただきまして、こういう形で短時間のうちにまとめていただきました。どうもありがとうございました。

それでは、ただいま部会から本審議会に対して、「ごみ処理手数料のあり方」について提言をいただきまして、審議会の委員の方々は初めてこれを聞かれたということでございますので、まず皆様方からのご質問、疑問点等を明らかにしていきたいと思っております。場合によってはご意見をいただくことも結構でございます。

○松本委員

比重の説明が今あったのでわかったのですが、3ページ、大阪市の58円というのがほかに比べて非常に安いことになっているのですが、実は大阪市の58円は30リットル当たりということですね。ほかの市は、0.2で見ているとすれば、ほとんどが50リットル当たり。そう見ますと、大阪市の58円というのは、50リットル当たりになればほぼ100円ぐらいになるのではないかとということで、若干このグラフの見方が変わってしまうのではないかと思います。

それから、コストと手数料を決めるに当たっては、立米が中心の統計をトンに変えているのか、それとも実際の搬入トン数からコストを見ているのか。これも場合によっては、他都市との原価比較の中で比較できないものを比較しているのではないかというところの確認をしたいと思います。

○深津課長

まず、1点目につきましては、あくまでも他都市の料金体系も10kg当たりとなっております。収集の際には、確かに袋、容量で認識される場合が多いと思いますが、10kg当たりで比較しておりますので、一応同じレベルで比較されている表とご理解いただけたらと思います。

それから、コストにつきましても、原価を弾きます場合は、他都市も同じだと思えますけれども、重量をもとに弾いておられますので、そういう形での原価とご理解いただけたらと思います。

○松本委員

立米からの換算ではない？

○深津課長

はい。立米からの換算ではございません。実際に排出されるのは袋という形が多いので、換算値を持っておられますけれども、それぞれ基礎になるのは重量でございますので、そういう観点で表をとりまとめているとご理解いただきたいと思います。

○藤田会長

たぶん現行も、許可業者が持ってこられた場合は、最近は入りと出のウェイトの差で計算されると聞いたのですけれども、松本さん、よろしいですか。

○松本課長

今年度、そういう形で。

○藤田会長

今年度からね。

○松本課長

今はまだちょっとそこまでは。ただ、実際には計量しておりますのでね。入って行かれる時に自重量等の関係で実際の量が出てきますので。2度測りという形は、今はまだです。

○藤田会長

そのほか、何かございますでしょうか。

○大橋委員

手数料はごみ処理原価を反映すると14ページにありまして、事業の一層の効率化、経費の節減をご指摘いただいているのですが、先ほどの資料で人件費が9割という原価の内訳をうかがいました。ということは、原価を見直すということは、非常に人件費を削るという部分になってくるのかなあと聞こえたのですが、その点を教えてください。

○深津課長

私どもといたしましても、原価をいかに削っていくかというのが最大の課題でございまして、現在は22年度までマニフェストに基づく見直しの期間中でございます。この前も申し上げたかも知れませんが、私どもの環境局ですと、30%、1,000人の人員見直しが進行中でございます。当然、この料金改定を考える場合に、他都市とも比較しまして、極力人件費を中心としたコストを落として、その上で料金をいただくというスタンスが必要なのではないか。現在、環境局としましては、マニフェストに基づいて人員の見直しを着実に進めているところでございます。

○福岡委員

今の件に関連しまして、実際には許可業者さんが収集されて工場に持って来られるということですから、原価の部分、収集運搬というのはあまり入らないのではないかなと思うんですね。ですから、その部分の削減と、それから事業系ごみの手数料についてどう考えるかというのは、一緒に考えてはいけないのではないかと思います。既にご検討されていることかと思えます。

もう一つ、他都市に比べてトン当たりの処理原価は低いというのを、先ほどの参考資料でも見せていただいたのですが、これからごみ減量を進めたら、たぶんトン当たりの原価はもうちょっと上がってしまうのではないかな。減らせても、固定費の部分がたぶん減らせない。ただ、それでもごみ減量のほうがいいんだということも踏まえておかないといけないのではないかなと思いました。

○深津課長

1点目のご質問につきましては、先ほど30%、1,000人と申し上げましたけれども、その内訳は、1,000人のうち800人が収集輸送部門の見直し、残り200人につきまして

は処理処分、特に焼却工場の処分の見直しということで含まれております。収集輸送だけではなくて、処理処分についてもマニフェストの中では確実に人員を見直してコストを下げるといったことで進めておりますので、そのへんのところをご理解いただきたいと思っております。

それから、福岡先生ご指摘のトン当たりコストですが、やはりごみ減量を急激に進めますと、逆にコストが上がるということが非常に悩ましいことをごさいます、ここでお示ししているのも、本当に実態を的確に反映しているものかどうかという疑問が私どもにも若干あるのは事実でございます。ですから、大阪市としましては、そういう不安定なといいますか、現実になかなか沿いにくいトン当たりコストよりも、市民1人当たりのコストといったことで理解してはどうかということを主張しておりまして、国のほうにもそういった形で要望しているところでございます。

先ほどおっしゃったように、分母がごみ量で分子が費用になりますと、どうしてもごみ量の減と費用の減でタイムラグが生じまして、ここには書いておりませんでしたけれども、18年度の原価から19年度は実は若干上がっております。費用は確実に下がって、分子も減っておりますけれども、それ以上にごみ量が18年度から19年度に減りましたので、トン当たり単価が逆に上がったというちょっと悩ましい結果もございます。いずれにいたしましても、そういうところの問題点も理解しながら、できるだけ客観的なデータ、トン当たりコストと市民1人当たり一体いくらのご負担をかけているのかといったコストの見方も併用しながら、他都市比較なんかをやっていきたいと思っております。

○山際委員

これも質問でございますけれども、9ページに、広島市、神戸市において比較的大きな減量効果が確認されていると。もちろん物理的に減ったという話だと思っておりますけれども、それはなぜ減ったと認識しているのか。どういう分析をされたのかというのが1点。

もう1点は、先ほどの質問とだぶりますけれども、いわゆる有料指定袋という話になった時に、許可業者を通じて排出している事業者は、収集運搬は許可業者にお願いしているのですが、その部分は手数料とどうかかわってくるのか。当然、排出事業者は許可業者と契約交渉されているのが実情だと思いますので、そのへん、許可業者さんはどういうご意見だったのかは定かではないですけれども、分析をされた手数料というのは何を指して言っているのかということだけお教えいただけたらと思います。

○深津課長

ご質問の趣旨がなかなか理解できないのですが。

○山際委員

要は、広島市、神戸市において物理的に減ったとおっしゃっているのですが、では減ったのはなぜ減ったのか。分析の仕方を聞いているだけです。不法投棄に行ったという話も後ろに出ていますよね。

○深津課長

私どもも学術的に分析できているわけではございませんけれども、他都市等にいろいろ聞いておきますと、手数料のインパクトも大きいですが、特に事業系の場合は、物理的な配慮が非常に効果を出すという認識を持っておられました。ですから、手数料を上げるだけではなくて、物理的な措置を同時にやることによって大きな効果を上げると聞いておりますので、相まって手数料値上げ、相まってインパクトを排出事業者に与えて、ごみ減量へ誘導していくということになっているのではないかと思います。

もう1点おっしゃっていたのは、どういうあれですかね。

○山際委員

手数料の中身というのは、収集運搬と処理料の2つですね。許可業者をお願いしているということは、収集運搬は許可業者をお願いしているわけですから、その手数料は既に払われているわけですね。ここで有料袋として見なす手数料というのは、単純に考えれば処分のところだけの手数料なのか、それとも全体を見ようとしている手数料なのか。それは今後の検討課題だと思いますけど。

○松本課長

今の袋制で考えておりますのは、処分のところの手数料でございます。先ほどから出ておりますように、19年度の決算から推定いたしまして、10kg当たり117円、現在58円、その比較で、この間、話をさせていただいております。

○小川委員

いくつか質問があるのですが、この「ごみ処理手数料のあり方についての報告」というのは、事業系も家庭系も含めた手数料のあり方の話なのかということが一つと、それから有料袋制度というものは、家庭系のごみも事業系のごみも、両方ともそういう制度にするという話なのか、事業系のみなのかというのがちょっとわかりにくいということと、先ほどの話にもありましたけど、市が直接収集運搬されている物のみが袋の話な

のか、許可業者にお願いしている部分についても袋をやるのかということ。その3つが質問です。

もう一つ、お願い事項は、手数料というのは当然競争原理は働かないわけですから、原価低減努力目標的なものをどこかに入れる必要があるのかなという気がします。それがお願いです。

○深津課長

まず、現在の手数料体系では、家庭系、事業系の区別がない。ただ、家庭系は原則無料ということは、ずっと変わっておりません。家庭系でも、毎日収集を希望される場合、それから10kgを超える場合が有料になるということでございます。原則、通常の家は無料ですけれども、そういう例外的な部分について有料になる部分はあるということで、今回の手数料見直しの対象の中にも入ってくるということでございます。

2つ目のご質問に同時にお答えいたしますと、有料という考え方は、家庭系については私どもは持っておりません。例外的な措置を求める場合にのみ、家庭系は有料になりますけれども、原則無料のままということで考えております。

それから、この手数料体系は、市が収集する場合だけなのか、それとも許可業者が収集する場合も含むのかということですが、有料指定袋で考えておりますのは、事業系全般でございます。私どもが集める場合でも、許可業者が集めておられる場合であっても、事業者から出てまいります事業系一般廃棄物につきましては、袋制度の対象にしたいと考えております。

最後の努力目標、私どもとしましても、現在の原価が決まっているとは思っておりませんので、他都市の状況等も勘案しながら、最大限コストを下げる努力をした上で、排出事業者にお願いすべきものと理解しております。そういうことでは私どもも十分認識もしておりますし、そういう形で努力していきたいと思っております。

○小川委員

努力目標というのは、例えば10kg100円と決めれば、1割低減する努力をしましょうということだったら、90円にしましょうと。何かそんな意味合いの努力目標が要るのかなということです。

○藤田会長

今のは答えにくいですか。私が口を挟むべきではないのかもわかりませんが、市が困っておられるので。小川委員がご質問されているのは、例えば具体的な計画を立てると

ころでは、場合によって数字が出てくるのかもしれないし、%で出てくるのか、そのへんはまた局のほうとしては考えられると思います。

○小川委員

そういう意味ではなくて、原価主義で計算しましょうということでしょうか？原価主義ということは、今、百十なんぼの原価がありますよということですよ。それをそっくりそのままコストにするということだったら、何か努力目標がないなという気がするんです。なんぼか原価を下げたいということだったら、その原価を下げる分を努力目標として、若干下げた値で検討するのが筋じゃないかなという気がするんです。

○深津課長

具体的な検討はこれからということですので、明確なお答えはしにくいところですが、今、小川委員がおっしゃっているところも視野に入れた形で検討しなければならぬと思っております。

○藤田会長

たぶんごみ処理手数料のあり方の「報告」の中に書かれていたように思うのですが、少なくとも部会の中でも検討はしましたけれども、最終的にゴーサインが出るころでは政策的なものも含めて当然入ってくると思いますね。たぶんその中で、今言われた質問がおそらくどこかから出ると思いますね。

○花嶋委員

私も不勉強で、大阪市というのは非常に特異な料金体系になっていて、家庭系・事業系ではなくて、10kg以上かどうかというところで分けていらっしゃる。非常におもしろいなあと今頃になって感心したのですけれども、今回、この手数料の話をするに当たって、先ほど来いろいろなところでキーワードで出てきている。事業系か家庭系かで料金を分けるということを盛り込まれてはどうかと思います。それであれば、例えば事業系の袋を有料にして排出するのであれば、無料であっても家庭系も指定袋にして、家庭系の指定袋は無料だけれども、それば家庭系だよということを全員が意識した上で排出するという形にする。つまり、事業系・家庭系を処理手数料体系に盛り込むことによって、手数料がはっきりしてくるのではないかなと先ほど来思っております。

○藤田会長

アドバイスですけれども、いかがですか。

○深津課長

どういった形にしていくのか、まだわからない部分もありますけれども、そういったことも念頭に置きまして考えさせていただきたいなど。

もう一つ、今おっしゃっていましたが家庭系の指定袋といったものも、将来的には十分あり得るのかなど。ただ、大阪市の状況で申し上げますと、20年1月から透明袋という形での排出指定に踏み切ったところで、そちらの効果もかなりあらわれている状況が見受けられますので、そのへんを見ながら、また家庭系について一段の減量施策をとる必要がある状況になってまいりましたら、そういったことを実行に移していくことも十分考えられるかと思えます。

○原田委員

先ほど参考資料の時に質問すべきだったかもしれないですけれども、事業系ごみであっても10kg未満であれば、一般家庭ごみと同じように無料で今されていますが、それは市のほうに届けて、「うちは少ないから、事業系だけれども一般家庭ごみと同じように排出しています」ということになっているのか、見た目ではたぶん10kg以下なので、家庭系ごみの排出日に出されているから取られているということなのか。そこを教えていただいて、今後、すべての事業系ごみについて重量にかかわらず取っていくとなれば、届出されている制度であれば、それなりの収集の仕方もあるだろうし、何となく取っていただいているのだったら、一斉に市からの告知で済むのかなどか、その具体的なイメージをしたいので質問しました。

○松本課長

届出は、していただいてないです。逆に、毎日取りとか定日取りで10kgをオーバーするという形で届出いただいているという形になっています。ですから、極端に量が多かったりすると、現場で対応するようにして、排出者の方とお話をするようなことにはなりませんけれども、原則、届出はしておりません。

○藤田会長

今の原田委員のご指摘は、これからの広報啓発においては非常に大事な視点だと思いますね。答申の中にも書いていますように、たとえ10kg未満であっても、原則事業系であるから有料にしますという方向に持っていくとすれば、当然ながら、そこでしっかりとお願いをしていく。少なくとも私どもが考えている趣旨を理解してもらわないといけない。そういう意味では、同じように言っていく必要があるし、把握の仕方もある必要になってくると思いますので、そこは非常に大事な考え方だと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

大きくは3点ですけれども、報告の13ページから「ごみ減量・リサイクルの促進に向けたごみ処理手数料のあり方」ということで、先ほど来の意見、ご質問等をまとめていくと、小川委員には家庭系は入らないということをご理解いただいたと思いますが、事業系を相手にしているということが1点。それから、経済的インセンティブ+αの施策が必要だという部分で、有料指定袋制度を検討していくということ。それから、手数料の基準変更では、松本委員の質問はまさにそのところだろうと思いますが、30リットルで3分の1であれば10kgになるというご質問だったと思いますが、一応kgを中心にしていって、逆に現行に合わせていこうという考え方で見直したいということ。

それから、4番と5番は、まさに部会の中でも相当時間をかけて議論したところで、できるだけ例外を少なくしていくということからいけば、当然ながら10kg未満であつても無料の見直しは行わなければならないということ。それから、許可業者の収集するアパート・マンションは、家庭系であるから無料であるべきではないか。これは収集ではなくて処分のほうです。そういうことも踏まえて、この中に意見を盛り込んでいるということでございます。

もしご意見等がないようでしたら、一応意見は大体出尽くしたと理解したいと思えます。最終的には、本審議会から大阪市に答申を行うことが任務としてあります。当初、事務局からは5月ごろに最終答申をいただきたいという考えが本審議会に示されたと思いましたが、そのへんの日程について少しおうかがいしたいと思えます。

○深津課長

今後のスケジュールでございますが、お手元の資料2をお開きいただきたいと思えます。今後のスケジュール(案)をお示ししております。これは、第42回の緊急諮問をさせていただいた時の資料の中にもあったもので、その抜粋でございます。廃棄物減量等推進審議会は、20年11月に緊急諮問を受けて、中間答申を1月にいただきました。その中間答申に基づいて、市長の政策推進ビジョンという形で具体的な施策と目標値等を定めさせていただいて、現実のものになったということでございます。今現在は、4月28日の部会報告という段階でございますが、5月頃、最終答申をお願いできないか。

それはなぜかと申しますと、6月には、1月ほどかけまして中・長期的なごみ減量施策の骨子をもう一度まとめたい。これにつきましては、もう少し中・長期的な観点に立った減量目標も含めた減量施策ということで、骨子をまとめたい。それをもとにしまし

て、去年から問題になっております、ごみ焼却場の整備・配置計画検討委員会が再開されるということでございます。

昨年の9月17日から、この検討委員会が中断しております。市長も、その際には、21年度の秋口にはできるだけ意見を取りまとめるというスケジュール観を示されておりました、そういうことで申し上げますと、6月には私どもとして減量目標値等を定めまして、検討委員会を再開していただいて、秋口には一定意見を取りまとめていただくという形のスケジュールがございます。非常にお忙しい中ではございますけれども、こういった形で進めさせていただきたいと考えております。

2ページ、ごみの減量目標値ということで、今回は減量目標値を設定していただきたいと考えております。左端の平成19年の148万トンが現在ベースになってございまして、中間答申をいただいてまとめました政策推進ビジョンでは、平成23年度、当面の目標ということで130万トンを入れさせていただいております。この前、ご指摘もございましたけれども、148万トンから130万トンへ18万トン減の部分については、内訳は家庭系が13万トンでございまして、事業系が5万トンしか施策として実現できておりません。次回、5月ごろの最終答申を受けて私どもが検討いたします「中・長期的な視点に立ったごみ減量目標値」については、事業系ごみのリサイクルの促進、それから先ほど議論いただきましたごみ処理手数料の改定といった要素を盛り込みまして、どれぐらいまで、ごみを落とせるのかといったことについて、具体的な数字をお示ししてご検討いただきたいと考えております。

ちなみに、ここには書いてございませんが、平成20年度のごみの数値について、まだ全部の数値が出そろったわけではございません。決算見込と申しますか、実績見込の段階でございまして、一応私が聞いているところでは、19年の148万トンと比較しまして相当程度の減が出てきている。私どもとしまして、20年度は事業系、家庭系の減量施策をいろいろ打ってきました関係もあると思っておりますけれども、かなりの減が見込まれる。場合によれば、一気に130万トン台にまでなっていく可能性も十分ございます。

先ほど申し上げましたようなごみ減量施策、それから昨年末ぐらいからの急激な景気の悪化といった影響も多々あるかと思っておりますけれども、そのへんのところの分析をこれからして、数字についてももう少しためまして、速報値という形になると思っておりますけれども、これも次回の審議会でお示しし、ご議論いただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、審議会におきまして、これまで種々ご議論いただいてきておりまして、ごみ処理手数料についても一定ご提言をいただいたという形で理解しております。次回の審議会には、一応「最終答申（案）」をお示ししまして、ご審議をいただければと考えております。

○藤田会長

事務局から今後のスケジュール等につきましてご説明がありました。「最終答申」としては、事業系ごみのリサイクルを促進して、ごみ処理手数料の改定等、いろんな経済的なインセンティブを踏まえて、ここでは「？」を書いておりましたが、できれば明確な数字を出していきたいというご説明でございました。

次回の審議会で「最終答申（案）」を示していただいて、議論を行ってはいかがですかということですが、そのスケジュールでよろしいでしょうか。

非常にタイトな日程で申し訳ございません。今日は4月と言いましても最後の最後ですので、実際には5月は連休ですから、ほとんど10日ぐらいまで何もできない状況でございます。そのあたりで審議会を開いていただくことにして、「最終答申（案）」をまとめたいと思います。それでよろしければ、そういうスケジュールで行きたいと思えます。

では、そのようなことで行きたいと思えます。事務局、次回の開催日につきまして、ご予定をお願いしたいと思います。

○深津課長

大変お忙しい中でまことに恐縮ではございますが、私どもも先ほど申しあげましたような状況がございますので、できましたら5月20日水曜日、午前中に次回の審議会をお願いできたらと考えております。

○藤田会長

午前中ですから10時からということだと思いますが、委員の皆様方、いかがでしょうか。5月20日水曜日午前10時からということで、よろしいですか。

ご了解いただきましたので、次回、「最終答申（案）」を検討する審議会を20日水曜日午前10時からに開きたいと思えます。本日の審議は、これで終了したいと思います。

○山崎課長代理

本日は、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。ただいま藤田会長からもございましたように、次回の審議会は、5月20日水曜日午前10

時から開催させていただきます。場所等の詳細につきましては、後日、案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時54分